

公 告

都市計画道路3・4・22 高座線道路築造工事について、次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

平成20年8月1日

春日井市長 伊 藤 太

1 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 件名

都市計画道路3・4・22 高座線道路築造工事

(2) 場所

春日井市高座町外1町地内

(3) 工期

契約締結日の翌日から平成21年2月27日まで

(4) 工事概要

工事延長 L = 286.7 m W = 16.0 m

道路改良 1 = 260.3 m

舗装新設 1 = 286.7 m

付帯工 一式

準備工 一式

(5) 予定価格

68,332,950円（税込）

(6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

2 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件工事の制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成20年度及び21年度の春日井市入札参加資格審査申請者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者で、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成5年4月1日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を制限付き一般競争入札参加申込の日（以下「申込日」という。）から当該工事の落札決定までの間に、受けていないものであること。
- (3) 申込日から当該工事の落札決定までの間において、「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成20年3月13日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 春日井市内に契約締結先を有し、法第3条の規定に基づく許可を受けた本店又は営業所等を春日井市内に設置している者で、営業年数が3年以上であること。
- (5) 申込日に1年7か月を経過していない審査基準日の総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が、契約先が営業所等の場合950点以上、本店の場合650点以上であること。
- (6) 法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができること。
- (7) 平成17年4月1日以降において、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び事業団に限る。以下同じ。）発注の土木一式工事について元請として1件が4千万円（JV工事は、出資割合が20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。）以上の施工実績を有する者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算定方法

評価値は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

イ 配点

第2項の制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格を満たしている場合に標準点100点を付与するものとし、加算点の最高点は18点とする。

(3) 評価の基準

ア 企業の技術力

評価項目		評価基準	配点	満点
企業の施工実績	過去10か年度の同種工事の施工実績	同種実績2件以上	2.0	2点
		同種実績1件	1.0	
		同種実績なし	0.0	
企業の施工能力	工事成績(1)	75点以上	1.5	1.5点
		75点未満72.5点以上	1.0	
		72.5点未満70点以上	0.5	
		70点未満	0.0	

	工事成績(2)	75 点以上	1. 5	1. 5点
		75 点未満 72.5 点以上	1. 0	
		72.5 点未満 70 点以上	0. 5	
		70 点未満	0. 0	
	過去 10 か年度における優良工事表彰	2 件以上あり	2. 0	2 点
		1 件あり	1. 0	
		なし	0. 0	
	I S O9000 シリーズ認証取得の有無	あり	1. 0	1 点
		なし	0. 0	
	配置 予定 技術者 の 能力	同種工事の施工経験(過去 10 か年度) 主任 (監理) 技術者及び現場代理人の経験	同種実績 2 件以上	2. 0
同種実績 1 件			1. 0	
同種実績なし			0. 0	
愛知県建設部発注の工事成績(過去 5 か年度の内 1 件) 主任 (監理) 技術者及び現場代理人の経験		75 点以上	3. 0	3 点
		75 点未満 72.5 点以上	2. 0	
		72.5 点未満 70 点以上	1. 0	
		70 点未満	0. 0	

イ 企業の信頼性・社会性

評価項目		評価基準	配点	満点
地域 精 通 度 ・ 地 域 貢 献 度	市内における本店の有無	市内に本店あり	1. 0	1 点
		市内に本店なし	0. 0	
	過去 5 か年度のボランティア活動の実績	市内で実績あり	2. 0	2 点
		県内で実績あり	1. 0	
		上記以外	0. 0	
	障がい者の雇用率	3. 6 %以上	2. 0	2 点
3. 6 %未満 1. 8 %以上		1. 0		

		1. 8%未満	0. 0	
--	--	---------	------	--

4 入札参加申込

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより、入札参加申込書に必要な事項を入力し、春日井市のホームページに掲載してある[事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書](#)に必要な事項を記入し、添付ファイルとして送信すること。

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成20年8月1日（金）から同月14日（木）午後4時まで

5 設計図書を示す場所及び日時

本工事に係る設計図書の縦覧及び配布を次のとおり行う。

(1) 縦覧場所

春日井市財政部管財契約課

(2) 縦覧期間

平成20年8月1日（金）から同月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 設計図書の配布

設計図書はMOディスクで配布する。希望者は、電子入札システムで入札参加申込書を送信後、平成20年8月14日（木）午後5時までに入札参加申込書受付票及びウィンドウズ初期化済MOディスク（640メガバイト以下）を財政部管財契約課へ持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（必着。なお必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）にて申し込むものとする。

(5) 設計図書に対する質問又は回答

制限付き一般競争入札に参加申込をした者で設計図書に対する質問がある場合には、平成20年8月21日（木）正午までに春日井市建設部道路課へ文書により提出するものとする（必着）。質問に対する回答は、提出期限から6日以内に書面で通知する。

6 入札書の提出

電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。

(1) 提出期間

平成20年8月29日（金）午前9時から9月1日（月）午後4時まで

(2) 開札の場所及び日時

春日井市総務部総務課

平成20年9月2日（火）午前10時

(3) 落札者の決定

落札者の決定は、第3項第1号のとおりとし、落札決定日は平成20年9月4日（木）とする。なお、落札決定については、落札決定後、入札参加者へ電子入札システムにより通知する。

7 入札保証金

春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第11条の規定により免除する。

8 入札参加資格確認申請書等及び総合評価技術資料申請書等の提出

制限付き一般競争入札に参加申込をした者は、春日井市のホームページに掲載してある[事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書](#)及び関係書類（以下「資格確認申請書等」という。）並びに加算を受けるため必要となる[総合評価技術資料申請書](#)及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を次のとおり作成し、持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（必着）により提出しなければならない。なお、提出された資格確認申請書等及び技術資料等は、申請者に返却しない。

(1) 資格確認申請書等

ア 提出書類

- ・事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書
- ・建設業許可書の写し及び営業所ごとの営業業種一覧表の写し
- ・経営事項審査の総合評定値通知書の写し（申込日に1年7か月を経過していない直近のもので発行者の印影のあるもの）
- ・第2項第7号の工事を施工し、完成させた実績が確認できるもの（検査結果通知

書の写し、履行証明書、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等のうちいずれか一つ）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 平成20年9月1日（月）午後4時

(2) 技術資料等

ア 提出書類

提出については、総合評価技術資料申請書を表紙とし、加算を受けようとする項目のみ提出するものとする。

評価項目		評価基準	提出書類等
企業の施工能力	過去10か年度の同種工事の施工実績	平成10年度から19年度における同種工事の施工実績数を評価する。 *他の官公庁実績も対象とする。 *同種工事とは道路築造、改良、整備工事とする。 *契約金額5,000万円未満の工事は、加算対象としない。 *JV工事は、出資割合20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。 *下請けの施工実績は認めない。	施工実績を確認できるもの（検査結果通知書の写し、履行証明書、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等のうちいずれか一つ）
	工事成績（1）	平成19年度の春日井市発注の土木一式工事の成績の平均点 *JV工事は加算対象としない。	提出するものなし
	工事成績（2）	平成15年度から19年度までの愛知県建設部発注の土木工事業に係る工事の成績の平均点を県において確認 *JV工事は加算対象としない。	提出するものなし
	過去10か年度における優良工事表彰	平成10年度から19年度における表彰を対象とする。	確認できるものの写し

		<p>*他の官公庁実績も対象とする。</p> <p>*JV 工事は、出資割合 20%以上の場合、実績とみなす。</p>	
	ISO9000 シリーズ認証取得の有無	*契約先となる本店又は営業所等が認証されていること。	認定書の写し
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験（過去 10 か年度）主任（監理）技術者及び現場代理人の経験	<p>平成10年度から19年度における同種工事の施工実績数を評価する。</p> <p>*他の官公庁実績も対象とする。</p> <p>*同種工事とは道路築造、改良、整備工事とする。</p> <p>*契約金額5,000万円未満の工事は、加算対象としない。</p> <p>*JV 工事は、出資割合 20%以上の場合に限る、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。</p> <p>*下請けの施工実績は認めない。</p> <p>*現在属していない企業での実績も認める。</p>	<p>○施工実績を確認できるもの（検査結果通知書の写し、履行証明書、工事実績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等のうちいずれか一つ）</p> <p>○当該工事へ従事したことが確認できるもの（技術者届の写し等）</p>
	愛知県建設部発注の工事成績（過去5か年度の内1件）主任（監理）技術者及び現場代理人の経験	<p>平成15年度から19年度に配置予定技術者が担当した工事の成績を1件使用する。</p> <p>*業種・工種は問わない。</p> <p>*現在属していない企業での実績も認める。</p> <p>*JV 工事は、代表構成員の場合のみ実績とみなす。</p>	<p>○施工実績を確認できるもの（検査結果通知書の写し、履行証明書、工事実績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等のうちいずれか一つ）</p> <p>○工事成績を確認できるもの（工事成績評定結果通知書等の写し）</p> <p>○当該工事へ従事したことが確認できるもの（技術者届の写し等）</p>

地域精進度・地域貢献度	市内における本店の有無		提出するものなし
	過去5か年度のボランティア活動の実績	平成15年度から19年度に企業として行った活動を対象とする。	確認できるものの写し
	障がい者の雇用率	障がい者の雇用率を評価する。	障害者雇用状況報告書の写し又は 障がい者雇用状況申請書 （ホームページ掲載）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期間 平成20年8月1日（金）から同月14日（木）まで

エ 提出時間 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

オ 提出先 春日井市総務部総務課

9 入札の執行

- (1) 入札は電子入札システムにて行い、紙入札は原則行わない。
- (2) 工事費内訳書の提出がない場合及び第8項に規定する資格確認申請書等の提出が期限までにない場合は、無効とする。
- (3) 入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
- (4) 入札の際に、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (5) 入札の回数は、1回とする。

10 契約書作成の要否 要

11 入札の無効等

第2項の規定による入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに心得書等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、開札後に入札参加資格の確認を行い、資格無しと認められた場合は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適格通知書で資格のない旨通知する。

また、入札参加申込をした者であっても、申込後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者等入札時点において制限付き一般競争入札参加資格のない者の行った入札は、無効とする。

12 その他

- (1) 工期は、事情により変更することがある。
- (2) 入札参加者は、本公告、春日井市建設工事等に係る電子入札取扱要領（平成19年6月1日施行）、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（平成18年9月6日施行）、春日井市入札者心得書（平成4年5月1日施行）を遵守するものとする。
- (3) 制限付き一般競争入札に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停止期間中は、入札参加申込、入札等の営業活動はできないものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、春日井市は一切の損害賠償の責を負わない。

13 問い合わせ先

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部総務課総務担当（電話 0568-85-6067）

春日井市財政部管財契約課契約担当（電話 0568-85-6267）

春日井市建設部道路課建設担当（電話 0568-85-6274）